

平成25年(ワ)第9521号, 同第12947号, 平成26年(ワ)第2109号,  
平成28年(ワ)第2098号 損害賠償請求事件

原告 第1次訴訟原告1-1 ほか239名

被告 国 ほか1名

被告国第9準備書面

平成28年8月4日

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

被告国指定代理人

鈴木和



清水真人



今村



帆足智典



鈴木優香子



原田



田中



中野雅康 

竹原友深 

貝原研人 

小林勝 

高橋正史 

武田龍夫 

田中博史 

矢野諭 

内山則之 

世良田鎮 

豊島広史 

谷川泰淳 

小野祐二 

布田洋史 

足立 恭二 


荒川 一郎 

忠内 巖大 

止野 友博 


小野 雅士 

齋藤 哲也 


藤原 弘成 


鈴木 健之 


森野 央士 

大瀧 拓馬 

住田 博正 

白津 宗規 

服部 翔生 

高野 菊雄 

京 藤 雄 太 

田 口 周 平 

水 越 貴 紀 

福 島 正 也 

土 佐 怜 生 

被告国は、本準備書面において、炉規法における安全規制が段階的安全規制の体系が採られていることについて補足的に説明した上、原告ら2016〔平成28〕年2月19日付け準備書面25（以下「原告ら第25準備書面」という。）の主張及び求釈明に対し、必要と認める限度で反論ないし回答する。

なお、略語は、本準備書面に新たに定義するもののほか、従前の例による。

## 第1 基本設計ないし基本的設計方針及び詳細設計について

### 1 基本設計ないし基本的設計方針に係る安全確保対策の体系

被告国第4準備書面第2の1(1)（7，8ページ）において述べたとおり、炉規法における安全規制においては、分野別安全規制，段階的安全規制が採用されており、原子炉設置許可の段階における安全審査では、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性が審査されるものである。そして、本件設置等許可処分当時の炉規法の規定の下における基本設計ないし基本的設計方針に係る安全確保対策の体系は以下のとおりであり、これらの考え方は基本的に今日においても変わっておらず、一般的に妥当性を有するものである。

(1) 炉規法24条1項4号の規定する原子炉施設の安全の確保とは、その文言上、核燃料物質，核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることを意味するのは、明らかである。したがって、そこで想定されている原子炉施設の潜在的危険性とは、放射性物質に関わる危険である。

すなわち、原子炉施設の位置，構造及び設備について、「災害の防止上支障がない」ものとして、放射性物質の有する潜在的危険性を顕在化させないための対策が適切に講じられていることが、安全審査の対象である。このため、安全審査において、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針について確認すべき事項は、①原子炉施設の平常運転によって放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化しないように、平常運転時における被ばく低減対策を

適切に講じていること、及び、②原子炉施設において事故が発生することにより放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化しないように、自然的立地条件との関係も含めた事故防止対策を適切に講じていることである。この事故防止対策とは、原子炉施設を取り巻く自然的立地条件に万全の配慮をした上、いわゆる多重防護の考え方にに基づき、原子炉の運転の際に異常状態が発生することを可及的に防止するのはもちろんのこと、仮に異常状態が発生したとしても、それが拡大したり、更には放射性物質を環境に異常に放出するおそれのある事態にまで発展することを極力防止するとともに、仮にそのような事態が発生した場合においてもなお、放射性物質の環境への異常放出という結果が防止され公共の安全が確保されるように、その基本設計ないし基本的設計方針において、所要の事故防止対策を講じることである。

これら2点が確認されることにより、設置等許可処分の申請があった原子炉施設の位置、構造及び設備が、その基本設計ないし基本的設計方針において、原子炉等による災害の防止上支障がないものであり、炉規法24条1項4号の要件に適合することが、確認される。

(2) また、安全審査においては、上記①及び②の対策が講じられていることを確認するだけでなく、申請者の実施した①の平常時における被ばく低減対策に係る被ばく線量評価、及び、②の事故防止対策に係る解析評価（以下「事故解析評価」という。）の妥当性をも、併せて確認する。この事故解析評価は、申請者において、通常運転状態を超えるような異常な事態をあえて想定し、そのような事態においても、当該原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針において事故防止対策のために考慮された機器系統などの設計が妥当であることを、念のため確認するものである。安全審査において、このような事故解析評価の妥当性についても審査するのは、原子炉施設が放射性物質を有しているという点を考慮し、念には念を入れるという考え方に基づくものである。

(3) さらに、安全審査においては、このようにして平常時における被ばく低減対策及び事故防止対策による安全性確保を確認し、事故解析評価の結果、安全防護設備等の基本設計ないし基本的設計方針の総合的な妥当性が確認されていることを前提に、さらに念には念を入れた安全性の確認をするべく、放射性物質から放出される放射線は、たとえ放射線を減衰させるための物的障壁が存しなくても、離隔によって十分減衰し得るものであることに鑑み、災害評価として、当該原子炉が、その安全防護設備との関連において十分に公衆から離れているとの立地条件を満たすものであるかについても、審査される。この原子炉の公衆との離隔に係る立地条件の適否については、環境に放射性物質が放出されるような事故をあえて想定した上、その事故による公衆の被ばく線量を計算、評価し、これを基礎に判断する方法が採用されており、昭和39年原子炉立地審査指針への適合性の評価は、この災害評価を審査するものである。

## 2 安全審査の対象である基本設計ないし基本的設計方針の意義

(1) そもそも、基本設計ないし基本的設計方針という概念は、炉規法の法文上定義されたものではなく、工学的分野における設計において一般的に認められた概念である。ここでいう基本設計ないし基本的設計方針とは、原子炉施設の安全性に係る設計の基本的考え方をいい、これは、本件設置等許可処分当時における炉規法23条2項、原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）1条（昭和35年総理府令第54号による改正後の1条の2）の定める原子炉設置許可申請書に記載すべき事項などから客観的に把握し得るものである。

(2) 基本設計ないし基本的設計方針は、後続の詳細設計等に対して指針を示し枠組みを与えるものであるが、具体的な個々の原子炉の安全審査において、上記の基本設計ないし基本的設計方針として、いかなる事項をいかなる程度まで審査すべきかは、対象となる設備等の災害防止上の位置づけ、安全審査

時点における技術的知見，当該設備等の他の産業における利用実績等の事情によって異なり得る。そして，具体的な安全審査の基準あるいは判断基準の策定について処分行政庁に専門技術的裁量が認められることに照らせば，基本設計ないし基本的設計方針としていかなる事項をいかなる程度まで審査すべきかの具体的な判別についても，処分行政庁の専門技術的な見地からの合理的な判断に委ねられているというべきである。

この点につき，まず最高裁平成4年判決は，「規制法（引用者注：炉規法）の規制の構造に照らすと，原子炉設置の許可の段階の安全審査においては，当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく，その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当である」とし，「原子炉設置の許可は，原子炉の設置，運転に関する一連の規制の最初に行われる重要な行政処分であり，原子炉設置許可の段階で当該原子炉の基本設計における安全性が確認されることは，後続の各規制の当然の前提となるものであるから，原子炉設置許可の段階における安全審査の対象の範囲を右のように解したからといって，右安全審査の意義，重要性を何ら減ずるものではない。右と同旨の見解に立って，固体廃棄物の最終処分の方法，使用済燃料の再処理及び輸送の方法並びに温排水の熱による影響等にかかわる事項を，原子炉設置許可の段階の安全審査の対象にはならないものとした原審の判断は正当として是認することができ」と判示している。さらに，その後の最高裁判所平成17年5月30日第一小法廷判決・民集59巻4号671ページにおいても，「規制法24条2項の趣旨が，同条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号所定の基準の適合性について，各専門分野の学識経験者等を擁する原子力安全委員会の科学的，専門技術的知見に基づく意見を十分に尊重して行う主務大臣の合理的な判断にゆだねるものであることにかんがみると，どのような事項が原子炉設置の許可の段階における安全審査の対象となるべき当該原子炉施設の基本設計の



安全性にかかわる事項に該当するの点も、上記の基準の適合性に関する判断を構成するものとして、同様に原子力安全委員会の意見を十分に尊重して行う主務大臣の合理的な判断にゆだねられていると解される。」とされているところである。

## 第2 省令62号が設置許可基準への適合性を含む基準ではないこと

- 1 原告らは、原子炉の耐震性について定めた省令62号5条等において、原子力安全委員会が定める指針への適合を求める解釈がなされていたことを理由として、省令62号に定めた技術基準が基本設計等の設置許可基準への適合性を含む基準であるとし、したがって、設置許可段階で確認された具体的な基本設計等が科学技術水準の進展により不適合になった場合には、後段規制の際には是正させることができる旨主張する。(原告ら第25準備書面15～19ページ)
- 2 しかしながら、上記第1で述べたとおり、炉規法上の段階的安全規制における技術基準は、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性が原子炉設置許可の段階で確認されていることを前提に、これを踏まえた詳細設計に基づき、工事がされ、使用に供される事業用電気工作物の具体の部材、設備等の技術基準として省令62号により定められているものであり、平成24年改正前の電気事業法40条に基づく技術基準適合命令は、後段規制における技術基準の不適合についてのみその是正を図るものであることは、被告国第4準備書面(10～12ページ)で述べたとおりであって、省令62号が設置許可基準への適合性を含む基準であるとの原告らの主張は、かような炉規法上の段階的安全規制における技術基準の位置づけを理解しておらず、失当である。

なお、技術基準について定める省令62号は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項について原子力安全委員会が定めた安全設計審査指針を前提として、原子炉施設の詳細設計に係る審査基準を定めたものであるから、技術基準の内容は、安全設計審査指針と整合的に理解されるべきである

ことは当然であって、原告らの指摘する省令62号5条等においては、後段規制における審査の基準としても必要な一部を、基本設計ないし基本的設計方針の安全審査に用いた指針を参照したにすぎず、後段規制における審査の際に同指針への適合が求められるものではない。

また、原告らは、省令62号5条等の解釈に対する解説（丙A第31号証）の記載から、技術基準適合命令は、設置許可段階で確認された具体的な基本設計等が、現在の科学技術水準を踏まえた技術基準に適合しないときにも、発することができる」と主張する（原告ら第25準備書面19ページ）。しかしながら、省令62号5条の解釈においては、「第5条（耐震性） 2 原子力安全委員会（中略）によること」との記載に続いて、「なお、原子力安全委員会『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（中略）を適用して設置又は設置変更が認可（ママ）された発電用原子力設備については、旧耐震設計審査指針に適合すること（中略）。また、新耐震設計審査指針又は旧耐震設計審査指針のいずれも適用せず設置又は設置変更が許可された発電用原子力設備については、（中略）旧耐震設計審査指針の考えに照らしても耐震安全性が確保されていると判断されていること』（丙A第31号証・23ページ）と記載されているのであって、最新の指針ができて既設の原子炉施設には適用されない旨の解釈がなされていたことは明白である。したがって、省令62号5条が遡及適用されることを前提にした原告らの立論は、この点において誤りである。

さらに、炉規法の主務大臣である経済産業大臣は、平成14年7月10日付けで、行政手続法5条1項に定める審査基準として核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（丙A第32号証。以下「審査基準等」という。）を定めているところ、この審査基準等によれば、「第23条第1項第1号」の「原子炉（実用発電用原子炉）の設置の許可」の審査基準又は処分基準として、原子力安全委員会が決定した指針及び原子力安全委員会が了承した専門部会報告書等は掲げられている

(13-4ページ)ものの、技術基準である省令62号は、審査基準又は処分基準として掲げられていない。このことから、省令62号が設置許可基準として使用されることが予定されていたものということとはできないことが理解できる。そして、審査基準等は、平成14年に定められたものであるが、これ以前において、技術基準が炉規法の設置許可における審査基準又は処分基準であったと認められる根拠もない。

- 3 したがって、省令62号が設置許可基準への適合性を含む基準であるとの原告らの主張は前提を誤っており、失当である。

### 第3 平成24年改正前の炉規法の下では、原子炉設置許可基準に係る新指針が定められても、これを既設の発電用原子炉に遡及的に適用することはできなかったこと

- 1 平成24年改正後の炉規法43条の3の23が同改正によって新たに創設されたものであること

原告らは、平成24年改正前の炉規法下においても、原子炉設置許可基準に係る新指針が定められた場合、これを既設の発電用原子炉に遡及的に適用すること（バックフィット制度）が可能であった旨主張する（原告ら第25準備書面26, 27ページ）。

しかしながら、原子力規制委員会設置法案が審議された第180回参議院環境委員会平成24年6月20日付け「原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議」においては、「二十二、シビアアクシデント対策やバックフィット制度の導入に当たっては、推進側の意向に左右されず、政府が明言する世界最高水準の規制の導入を図ること。（以下、略）」（丙C第3号証）とされ、原子炉設置（変更）許可基準が改正された場合等にこれを既に設置（変更）許可を受けている発電用原子炉施設にも遡及的に適用する制度が、炉規法改正により新たに導入されたものであることが明らかにされている。また、原子力規制委員会

設置法の制定や炉規法改正の経緯について参議院環境委員会調査室がまとめた「原子力発電所の新規制基準の策定経緯と課題」(丙C第4号証)においても、炉規法改正により「最新の知見を新基準として取り入れた際に、既設の施設に対しても適合を義務付け(バックフィット制度の導入)」たとされている(同号証132ページ)。

このように、平成24年改正後の炉規法43条の3の23は、最新の知見を規制の基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務付ける制度を同改正によって新たに創設したものであることは明らかである(丙A第30号証、被告国第4準備書面14、15ページ)。

また、上記第2の2で述べたとおり、電気事業法の委任に基づき技術基準について定める省令62号は、炉規法に基づく設置許可段階における原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項につき原子力安全委員会が定めた安全設計審査指針を前提として、原子炉施設の詳細設計に係る審査基準を定めたものであるから、段階的安全規制の下、基本設計及び基本的設計方針の妥当性を判断するための指針類と、詳細設計の妥当性を判断するための省令62号は、別個のものとして整合的、体系的に理解されるべきものである。

したがって、炉規法上、原子炉設置許可基準が改正された場合にこれを既に設置許可を受けている発電用原子炉施設にも遡及的に適用する制度(バックフィット制度)等は法定されていなかった以上、炉規法及び原子力安全委員会が定めた指針類を前提とした省令62号についても、電気事業法の解釈などによって、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項について、技術基準適合命令を発することができる規定であると解する余地はない(高橋滋(一橋大学大学院法学研究科教授)氏も、同旨の見解を述べている(甲A第8号証6、7ページ))。

## 2 地震・津波関連指針等検討小委員会が平成24年改正前の炉規法下でのバックフィットを認めたわけではないこと

これに対して、原告らは、原子力安全委員会の原子力安全基準・指針専門部会地震・津波関連指針等検討小委員会が平成24年3月14日に公表した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について」（甲A第9号証。以下「とりまとめ」という。）によれば、「地震・津波審査指針の既設原子炉施設への適用について」の項において、「場合によっては、原子炉を停止して必要な対応を取ることも考慮する等、適切な適用のあり方を考える必要がある」（同号証8ページ）とされていることから、同委員会が、既設の原子炉に新指針を適用できるよう法改正を求めるものではなく、飽くまでも「適用のあり方」という運用レベルでの変更を提言しているにすぎず、平成24年の炉規法の改正前から、新指針が既設の原子炉に適用することが可能であったことを認めていた旨主張する。

しかしながら、原告らの主張において引用される「地震・津波審査指針の既設原子炉施設への適用について」の項目は、「5. 今後の課題と意見」において、「…検討の過程においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、専門委員の専門分野や当小委員会の所掌の範囲外の意見も多くあった。こうした意見については、今後の原子力安全をより一層高めるためにも貴重なものと考え、ここにとりまとめておくこととした。」という段落に記載されている内容である。要するに、原告らの引用する部分は、将来的に有益と考えられる事項は、将来の改正の可能性も念頭に置いて、専門委員の専門分野や小委員会の所掌の範囲外の事項、すなわち、現状の炉規法では実現できないものも含めてまとめられたことが記載されているのであって、かような引用部分をもって、平成24年の炉規法の改正前から、新指針が既設の原子炉に適用できることを前提としていたと考えることはできない。

「6 まとめ」（9ページ）においても、「現在、原子力安全規制体制について見直しが進められており、今後、技術基準等が整備されていくものと考えられる。その際には、既設原子力発電所への適用のあり方を含め、耐震設計審査

指針等の改訂案及びその検討過程で整理・抽出された課題等について、その時点における最新の知見を踏まえて反映し、的確な安全規制体制の確立がなされることが望まれる」と記載されているとおり、同委員会が、平成24年の炉規法の改正前から、新指針が既設の原子炉に適用することが可能であったことを認めていた旨の記載は一切なく、むしろ、本件事故当時は適用のなかった既設原子力発電所には当然には適用できないことを前提に、これに新指針を適用する時期について、原子力安全規制体制や技術基準等の今後の法改正後を想定していたものと理解できる。したがって、平成24年の炉規法の改正前から、地震・津波関連指針等検討小委員会がバックフィットを認めていたとする原告らの主張は、このとりまとめの内容を正しく理解しておらず、失当というほかない。

### 3 小活

このように、平成24年改正前の炉規法下においても、電気事業法の解釈等から、技術基準適合命令は、基本設計等が現在の科学技術水準を踏まえた技術基準に適合しないときにも発することができた旨の原告らの主張は、炉規法における段階的規制の体系、炉規法の改正経緯や原子力安全委員会が定める指針類と省令62号の関係を正解しないもので失当である。

## 第4 原告ら第25準備書面第6の求釈明に対する回答

### 1 「段階的規制論」について

#### (1) ①について

基本設計とは、原子炉施設を設置する上において基本となる設計であり、基本的設計方針とは、設計に係る基本の方針をいう。

詳細設計とは、基本設計ないし基本的設計方針の段階で示された平常運転時における被ばく低減対策及び自然的立地条件も含めた事故防止対策の枠組みの中で、これを具体化し、現実に確保できるものとするための具体的部材、

設備等の設計であり、いわゆる後段規制において、その内容が技術基準に適合することが確認されるものである。

(2) ②について

上記第1の2(1)で述べたとおりである。

(3) ③について

上記第1の2(2)で述べたとおりある。

(4) ④について

原告らが釈明を求める「津波対策」の内容は明らかでないが、福島第一発電所の設置許可処分当時における津波に対する事故防止対策については、敷地高さを想定される津波の高さ以上のものとして津波の侵入を防ぐことを基本とし、津波に対する他の事故防止対策も考慮して、津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないものとするを基本設計ないし基本的設計方針としていた。

そして、原子炉設置許可処分における安全審査においては、立地条件として「海象」について調査審議され、潮位の記録として、小名浜港（福島第一発電所敷地南方約50キロメートル）における観測記録によれば、チリ地震津波（昭和35年）の最高3.1メートルがあることが指摘されているとおり（丙A第26号証1, 2ページ）、申請者（被告東電）は、主要建屋の敷地高さがO.P. + 10メートルであるのに対し、設置許可処分当時の想定津波はチリ地震津波によるO.P. + 3.1メートルであり、津波の性質上、波高等に不確定な要素があることを考慮しても、敷地高さと想定津波との間に十分な高低差があることをもって、津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針としている。このような申請者（被告東電）が採用した津波対策に係る基本設計及び基本的設計方針を妥当なものであると評価した上で、被告国により原子炉設置許可処分が行われている。

(5) ⑤について

## ア 基本設計ないし基本的設計方針について

福島第一発電所の設置等許可処分のうち1号機については、昭和41年12月1日、同2号機については、昭和43年3月29日、同3号機については昭和45年1月23日、同4号機については昭和47年1月13日にそれぞれ設置（変更）許可処分がされており、1号機から同3号機までの設置許可における安全審査で参照した指針等は、昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針（丙A第13号証）のほか、通商産業省原子力発電所安全基準委員会が昭和36年4月に作成した原子力発電所安全基準第一次報告書（丙A第33号証）及び通商産業省原子力発電所安全基準委員会地震対策小委員会が昭和41年4月18日に作成した原子力発電所耐震設計に関する調査報告書（丙A第34号証）である。

また、同4号機の設置許可における安全審査で参照した指針等は、上記指針類のほか、昭和45年4月18日に動力炉安全基準専門部会によって策定され同月23日に原子力委員会においても了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」（丙A第14号証）である。

## イ 詳細設計について

基本設計及び基本的設計方針の妥当性が認められた場合は、その後の後段規制の段階では、基本設計及び基本的設計方針が妥当であることを前提に、これを土台として、工事計画の認可、原子炉施設の建設・工事、使用前検査、保安規定の認可へと手続が進む。工事計画の認可の審査基準としては、平成24年改正前の電気事業法47条3項は、「経済産業大臣は、前二項の認可（引用者注：工事計画認可及び工事計画変更認可）の申請に係る工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。一 その事業用電気工作物が第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。」



と規定し、事業用電気工作物の技術基準適合性を工事計画認可の要件の一つとして定めている。

(6) ⑥について

上記第1及び第2で述べたとおりである。

2 被告国第4準備書面17から18頁について

(1) ①について

「この問題」とは、既存の原子炉施設において基本設計ないし基本的設計方針の安全性に係わる事項に生じた問題である。

(2) ②について

ア 前段について

「この問題により既存の原子炉施設が原子炉設置許可の要件を欠くような事態」とは、原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（中略）、核燃料物質によって汚染された物（中略）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることに適合しない場合である。

（参考）平成24年改正前の炉規法24条1項4号

第24条

1項 主務大臣は、第23条第1項の許可（引用者注：原子炉の設置の許可）の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

4号 原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済み燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

イ 後段について

(7) ㉗及び㉘について

被告国は、被告国第2準備書面（11ページ）で述べたとおり、本件事故における予見可能性の対象については、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波が福島第一発電所に発生又は到来することであるから、求釈明事項である原子炉直下に活断層の存在に関する知見又は基準地震動を大幅に超える地震の発生が見込まれるという知見は、いずれも本件事故における予見可能性の対象とは関係がないため、回答の必要を認めない。

(イ) ㊸について

原告らは、平成23年3月7日に被告国に報告された、被告東電の長期評価に基づいて福島第一発電所の南側に到来する津波高さをO.P. + 15.7メートルと試算したシミュレーション結果（甲A第1号証404、405ページ）を想定しているものと思われるが、このシミュレーション結果は、長期評価において、三陸沖北部の沖合の海溝寄りが発生したとされる明治三陸地震の波源モデルを、そのまま福島県沖に設定して得たものである。

そもそも、長期評価については、プレート間大地震の発生領域及び発生確率の評価の信頼度について、地震本部自身が「やや低い」と評価している上に、長期評価と整合しない見解も複数存在していた。また、地震学者の間でも、日本海溝沿いの領域の北部と南部とでは海底地形や堆積物の形状等が異なるとの見解が示されており、沖合の海溝寄りの領域で発生する津波地震については、長期評価のようにマグニチュード8クラスの地震が三陸沖から房総沖にかけてのどこでも起こり得るとする考えだけでなく、それとは反対に、特定領域でしか起こらないとする考えもあり、沖合の海溝寄りの領域で発生する津波地震についての知見は、科学的に確立したものとなっていなかった。そのため、そのような知見に基づいて、三陸沖北部の沖合の海溝寄りで発

生したとされる明治三陸地震の断層モデルの位置を、単に福島県沖海溝沿い領域に移動して津波高さを推計するといった方法が信頼性の高い予測方法ということではできないのであって、かかる試算結果に基づいて福島第一発電所の敷地高さ（O. P. + 10メートル）を超える津波が到来することを具体的に予見できたとはいえない。

なお、上記シミュレーション結果を前提とせず、客観的に、想定される津波の最大の高さが、基準水面からの高さの陸地を越えると認められる場合という限定的な場面に関する質問に対して回答するならば、「この問題により既存の原子炉施設が原子炉設置許可の要件を欠くような事態」に該当するということになる。

(3) ③について

上記1(4)のとおり、福島第一発電所の設置許可処分当時における津波に対する事故防止対策については、敷地高さを想定される津波の高さ以上のものとして津波の侵入を防ぐことを基本とし、津波に対する他の事故防止対策も考慮して、津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けおそれがないものとするを基本設計ないし基本的設計方針としていたことから、原告らが主張する敷地高さを超える津波（15.7メートル）の知見が得られた場合については、福島第一発電所の原子炉設置許可処分当時の安全審査において前提とした基本設計ないし基本的設計方針を超えた津波対策が必要となるため、「基本設計ないし基本設計方針」の変更となる。

(4) ④について

ア ㉑について

誤記ではない。

イ ㉒について

既存の原子炉施設が原子炉設置許可の要件を欠くような事態が生じた場合には、経済産業大臣は、事業者に対し設置変更許可処分の申請を促す行

政指導を行い、当該申請があればこれを許可するか否かを判断し、あるいは容易に想定し難いことではあるが、これに応じて申請しない場合には、原子炉設置許可を取り消すことができるという意味である。

ウ ㊸について

原子炉の設置許可処分の許可基準を満たさなくなったことを理由とする撤回（自庁取消し）の法的根拠は必要としないと理解している（塩野宏・行政法Ⅰ第6版192及び193ページ）。

エ ㊹について

イのとおり。

(5) ㊺について

原告らが求釈明で想定する事態の内容が不明確であり回答の要は認められないが、あえて回答するならば、「既存の原子炉施設において基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に問題が生じた場合」は、原子炉設置許可の要件である「原子炉施設の位置等、構造及び設備が核燃料物質又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること」（平成24年炉規法24条1項4号）に抵触するおそれがあるため、設置許可の要件を欠くような事態となり得る。

法律上の権限に基づき是正を求めることができるか否か等については、上記(4)のイないしエのとおり。

以 上